

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 1 回武蔵村山市行財政運営懇談会
開 催 日 時	令和 2 年 1 1 月 1 3 日 (金) 午前 1 0 時から午前 1 1 時 4 0 分まで
開 催 場 所	中部地区会館 4 0 1 大集会室
出席者及び 欠 席 者	出席者：細川会長、阿部副会長、石橋委員、斉藤委員、高梨委員、田中委員、萩原委員 欠席者：なし 事務局：企画財政部長、行政経営課長、行政管理係長、行政管理係主任
報 告 事 項	1 行財政運営懇談会の所掌事項等について 2 本市における行政改革の取組状況について
議 題	1 会長及び副会長の互選について 2 会議の公開に関する運営要領の制定について 3 武蔵村山市第七次行政改革大綱（素案）について 4 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	報告事項 1：行財政運営懇談会の所掌事項等について 行財政運営懇談会の所掌事項等について、会議資料に基づき事務局から説明した。 報告事項 2：本市における行政改革の取組状況について 本市における行政改革の取組状況について、会議資料に基づき事務局から説明した。 議題 1：会長及び副会長の互選について 委員の互選により、会長は細川委員に、副会長は阿部委員に決定した。 議題 2：会議の公開に関する運営要領の制定について 会議の公開に関する運営要領について事務局から説明し、武蔵村山市行財政運営懇談会の会議の公開に関する運営要領を事務局案のとおり決定した。 議題 3：武蔵村山市第七次行政改革大綱（素案）について 武蔵村山市第七次行政改革大綱（素案）について審議し、委員から意見をいただいた。 議題 4：特になし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=委員 ●印=事務局	報告事項 1：行財政運営懇談会の所掌事項等について ● 行財政運営懇談会の所掌事項等について、会議資料に基づき事務局から説明した。 【質疑・意見等】 ○ 特になし。

報告事項 2：本市における行政改革の取組状況について

- 本市における行政改革の取組状況について、会議資料に基づき事務局から説明した。

【質疑・意見等】

- 特になし。

議題 1 会長及び副会長の互選について

会長及び副会長の互選を行ったところ、会長に細川委員を推薦する意見、副会長に阿部委員を推薦する意見があり、細川委員を会長に、阿部委員を副会長に選任することとした。

議題 2 会議の公開に関する運営要領の制定について

会議の公開に関する運営要領について事務局から説明し、武蔵村山市行財政運営懇談会の会議の公開に関する運営要領を事務局案のとおり決定した。

議題 3 武蔵村山市第七次行政改革大綱（素案）について

- 武蔵村山市第七次行政改革大綱（素案）について、会議資料に基づき事務局から説明した。

（「第 1 章 総論」に対する質疑・意見等）

【質疑・意見等】

- 計画の推進期間は、令和 7 年までではなく令和 7 年度までという認識でよいか。
- そのとおりである。
- 計画中に「一人一人」という表記があるが、「一人ひとり」という表記が一般的ではないか。
- 本市における文書表記等の基準を表記便覧としてまとめており、その中で「一人一人」として表記することを定めているため、御理解いただきたい。
- 他に何か意見等はあるか。
- 特になし。

（「第 2 章 行政改革の推進体系及び推進項目一覧」に対する質疑・意見等）

【質疑・意見等】

- 第六次行政改革大綱では、職員の能力向上に関する取組を「改革の柱①」に登載していたが、第七次行政改革大綱では、「改革の柱②」

に登載されている。

第六次行政改革大綱においては、職員の能力を向上させることが市民サービスの向上に寄与するものとして考えられていたことから、「改革の柱①」に登載したものと思われるが、第七次行政改革大綱で「改革の柱②」に移した理由を伺いたい。

- 御意見のとおり、職員の能力を向上させることが市民サービスの満足度に直結するものであると考えられるため、第六次行政改革大綱においては、「改革の柱①」に登載していた経緯がある。

一方で第七次行政改革大綱においては、行財政基盤の安定化を図るために、経営資源としての職員を有効に活用していきたいと考えていることから、職員の能力向上に関する推進項目を「改革の柱②」に移している。

- 他に何か意見等はあるか。
- 特になし。

(「第3章 行政改革の推進項目」の項番1から項番6までに対する質疑・意見等)

【質疑・意見等】

- 項番1「電子申請サービスの拡充」について、令和3年度から申請項目の拡充を図っていく旨の説明があった。

効果的に申請項目を拡充していくためには、市役所の各窓口で行っている手続の件数を集計した上で、ニーズの多い手続から導入することが望ましいと考えられるため、実態把握に努めていただきたい。

また、マイナンバーカードを活用した電子申請サービスがあったと記憶しているが、項番5「マイナンバーカードの取得促進」の効果が本項番に大きく影響を与えるという認識でよいか伺いたい。

- 現在、当課において電子申請を活用できる対象を精査しているところであり、いただいた御意見を踏まえ、検討を進めさせていただく。

また、マイナンバーカードを活用した電子申請サービスについては、国が制度を設計するものであることから、本項番においては、市が対象を選定して実施するものを想定しており、マイナンバーカードの取得率が大きく影響を与えるものではない。

- 項番3「窓口の混雑解消に向けた新たな取組の実施」について、取組内容に待ち時間をインターネット上で確認できるようにする旨の記載があるが、スマートフォン等を用いて容易に確認できるシステムを導入するという認識でよいか。

- そのとおりである。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、窓口の混雑を緩和する必要があり、混雑緩和に向けた新たな取組として市役

所に来庁せずに窓口の状況が確認できる仕組みを構築すること等を例示している。

○ 「インターネット上で確認できる」旨の文言を見た時に、パソコンがなければできないと誤解してしまう方もいるため、「スマートフォン等で確認することができる」旨の記載に修正してはどうか。

● いただいた御意見を踏まえて、修正させていただく。

○ インターネットを活用して窓口の混雑状況を確認できる仕組みを構築していくことには賛同するが、高齢者等のインターネットの活用に慣れていない方々に対するフォローも行うべきである。

よって、高齢者を対象に窓口の手続における予約制度を導入するなど、インターネットに不慣れな方々へのサービスの実施も併せて検討していただきたい。

● いただいた御意見を踏まえて検討を進めるよう、所管課に申し伝える。

○ 項番5「マイナンバーカードの取得促進」について、交付率の向上を図るため、国はマイナンバーカードに免許証や健康保険証の機能を付加する取組を進めているが、市はどのような取組を進めているのか。

● 本市においては、独自の機能を付加する取組は実施していないものの、マイナンバーを活用した情報連携を進めることにより、各種申請手続における添付書類の省略等を行っているところである。

また、マイナンバーカードの普及に向けて、休日に交付申請の臨時窓口の開設等も行っており、今後も更なる普及に向けた取組の実施を検討していきたいと考えている。

○ マイナンバーカードの取得率を把握できていれば伺いたい。

● マイナンバーカードの取得率は約20%に留まっている。

○ 項番6「死亡・相続ワンストップサービスの検討」について、死亡及び相続に関する手続には、葬儀に関することや不動産、銀行口座等の管理に関する事など、市役所以外が行うものも多数存在するが、そのような手続についてもワンストップで対応することを予定しているのか。

● 市の手続については、一本化したいと考えているが、市以外が行う手続への支援については、今後、所管課において検討するものである。

○ 死亡及び相続に関する手続は複雑であるため、市民にとって利便性の高いサービスの実施に向けて検討を進めていただきたい。

● いただいた御意見を踏まえて検討を進めるよう、所管課に申し伝える。

(「第3章 行政改革の推進項目」の項番7から項番16までに対する

質疑・意見等)

【質疑・意見等】

- 項番 8「企業誘致制度の在り方の検討」について、取組内容に記載された地域経済の活性化、雇用の増進等を図ることは重要であるため、企業誘致を進めていくことには賛成である。

しかし、伊奈平地域など、道路の幅が狭い地域においては、トラック等の往来が困難であることを理由として、好条件の土地があっても企業の誘致までには至っていない状況にある。

よって、今後、企業誘致制度の在り方の検討を進める上では、道路の拡幅についても併せて検討していただきたい。

- いただいた御意見を踏まえて検討を進めるよう、所管課に申し伝える。

- 項番 12「福社会館の在り方の検討」及び項番 14「子どもカフェ事業の見直し」について、コミュニティ拠点としての在り方を検討するという目的が類似していることや、年次計画における検討時期が同じであることを考慮すれば、所管課同士が連携して取り組むことで、より効果的に検討できると思われるため、別の推進項目であることにとらわれずに取組を進めていただきたい。

- いただいた御意見を踏まえて検討を進めるよう、各所管課に申し伝える。

- 項番 15「地域公共交通の見直し」について、伊奈平地域や残堀地域など、市の南部は特に交通の便が悪いため、南部の事業者においては市外から通勤する従業員を雇用することが難しいという課題を抱えている。

このことから、地域公共交通の見直しに当たっては、通勤時間帯における「MMシャトル」の本数を増加させるなど、市民の利便性だけでなく、市外から通勤する方の利便性の向上も視野に入れて検討していただきたい。

- いただいた御意見を踏まえて検討を進めるよう、所管課に申し伝える。

(「第 3 章 行政改革の推進項目」の項番 17 から項番 30 までに対する質疑・意見等)

【質疑・意見等】

- 項番 17「多文化共生に係る取組の拡大」について、取組内容には外国人に配慮した取組を拡大していく旨の記載があり、「やさしい日本語」の活用が例示されているが、翻訳機の活用等についてはどのように考えているのか。

- 外国語が堪能な職員を「多文化共生協力員」として登録し、窓口で

翻訳等を行う制度を実施しており、当該協力員が円滑に翻訳できるように研修を実施する取組等も進めているため、今後は、このような取組と併せて外国人に配慮した取組を拡大していきたいと考えている。

- 項番 18「空き店舗活用事業の実施」及び項番 27「空き家対策事業の実施」について、空き店舗及び空き家の増加を社会的な課題として認識していることから推進項目に掲げているものと思われるが、市内の状況が把握できていれば伺いたい。

- 空き店舗については後継者不足等を理由として、また、空き家については独居の高齢者の増加等を理由として両方とも増加傾向にあることは認識しているが、正確な数字までは把握できていない状況にある。

このことから、空き店舗については商工会や金融機関と密に連携した取組を進め、また、空き家については実態調査を行った上で対策計画を策定するなど、問題解決に向けた取組を進めていきたいと考えている。

- 空き店舗の状況について補足すると、本市の商工会には約 1,000 の事業者が加盟しており、そのうち、個人商店等の規模が小さい店舗においては、次の世代に継がせることなく廃業するケースが多いため、2 か月ごとに 5 店舗程度の廃業が行われている状況にある。

空き店舗を活用した事業の実施は、市内の経済の発展に必要な取組であるため、今後は、商工会と金融機関と市が密に連携して取組を進めていく必要があると思われる。

- 項番 20「お互いさまサロンの拡充」について、こちらも項番 12「福社会館の在り方の検討」と併せて検討すべきと思われるが、事務局の考え方を伺いたい。

- 福社会館とお互いさまサロンは、高齢者の居場所という観点から見れば類似する施設であるが、お互いさまサロンは介護予防を行うことを目的として全ての高齢者が徒歩で通える範囲内に設置することを目指して拡充しているところである。

このことから、福社会館をお互いさまサロンの実施場所として活用することは考えられるものの、多くの世代が交流するコミュニティ拠点としての在り方を左右するほどの要素ではないと認識しているため、推進項目としては別々に掲載しているが、いただいた御意見を踏まえて検討を進めるよう、所管課に申し伝える。

議題 4 その他

- 次回の会議は、11月17日（火）午後 2 時から 402 学習室にて開催する。

- 他に何か意見等はあるか。

	<p>○ 市役所には多くの課が存在しており、各課が所管している事業がわかりづらいため、各課の名称や所管する事業が整理された資料を提供していただきたい。</p> <p>● 次回の会議資料として配布させていただく。</p>
--	---

会議の 公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者： <u> 0 </u> 人
	<input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示	
	<input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等：)	

庶務担当課	企画財政部 行政経営課 (内線：392)
-------	----------------------

(日本産業規格A列4番)